

市川市地域学校協働活動推進員等の設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項の規定に基づき市川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する市川市地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）及び市川市統括地域学校協働活動推進員（以下「統括推進員」という。）の職務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域学校協働活動」とは、社会教育法第5条第2項に規定する地域学校協働活動をいう。

- (1) 授業等における学習補助、教員の業務補助その他の学習支援
- (2) 放課後等に子どもたちの安心かつ安全な活動場所を確保して学習、交流活動等の機会を提供する放課後支援
- (3) 親への学習機会の提供、相談対応その他の家庭教育支援
- (4) 子どもの安全確保のための見守り及び子どもの健康等に関する指導助言

(職務)

第3条 推進員の職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域学校協働活動に係る連絡調整に関すること。
- (2) 地域学校協働活動の協力者の確保に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、家庭、学校（市川市立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校をいう。以下同じ。）及び地域相互の連携に関すること。

2 統括推進員の職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 社会教育法第5条第2項の規定に基づき教育委員会が設置する地域学校協働本部の運営に関すること。
- (2) 推進員に対する助言に関すること。

(委嘱等)

第4条 推進員は、次に掲げる要件のいずれかを備えている者として学校の校長（市川市立の幼稚園にあっては、園長。以下「学校長」という。）からの推薦があったもののうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校の存する地域（以下「地域」という。）の活動において中心的な役割を担う者地域の住民と良好な関係を保つ者
- (2) 地域の住民及び関係機関と定期的に連絡調整を行うことができる者
- (3) 青少年の健全育成の活動に関心のある者
- (4) 学校における教育活動及び教育環境の向上に理解がある者

2 統括推進員は、前項各号に掲げる要件のいずれかに該当する者であって、教育委員会が適当であると認めるもののうちから委嘱する。

3 教育委員会は、第1項の規定により推進員の委嘱をするときは、当該推進員が担当する学校を定めるものとする。

4 推進員及び統括推進員（以下「推進員等」という。）の任期は、第1項又は第2項の規定により推進員等として委嘱する日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の推進員等の任期は、前任者の残任期間とする。

5 推進員等は、再任されることができる。

(解職)

第5条 教育委員会は、推進員等が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その職を解職することができる。

- (1)職務の実績が良くないとき。
- (2)心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3)予算の減少により廃職を生じた場合又は事務事業の都合により必要がなくなったとき。
- (4)刑事事件に関し起訴されたとき。
- (5)前各号に掲げるもののほか、その職の遂行に必要な適格性を欠き、又は推進員等としてふさわしくない非行があったとき。

(退職)

第6条 推進員等は、第4条第4項に規定する任期の中途に退職しようとするときは、退職しようとする日の30日前までに、教育委員会に対し書面によりその旨を申し出なければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(遵守事項)

第7条 推進員等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)児童及び生徒の健全育成のために努めること。
- (2)教育委員会の職員の指示に従うこと。
- (3)教育委員会の信用を失墜する行為を行わないこと。
- (4)営利を目的とした行為を行わないこと。
- (5)宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする行為を行わないこと。
- (6)政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする行為を行わないこと。
- (7)特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする行為を行わないこと。
- (8)職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないこと。その職を退いた後も同様とすること。

(報告)

第8条 推進員等は、第3条に定める職務を行ったときは、報告書を作成し、教育委員会に報告しなければならない。

(報償金)

第9条 教育委員会は、推進員等の活動に対して報償金を支給する。

2 報償金の額は、毎年度予算の範囲内において年額20,000円を上限として教育委員会が適当と認めた額とする。

(損害保険の費用負担)

第10条 教育委員会は、推進員等が行う職務上の活動に係る損害保険に要する費用を負担するものとする。

(事務)

第11条 推進員等に関する事務は、学校教育部学校地域連携推進課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年4月20日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。